Nuclear Weapon& Nuclear Test \ 核兵器·核実験モニター

421 13/4/1

毎月2回1日、15日発行 1996年4月23日 第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリューネ1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL:http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 目吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

緊張をます北朝鮮情勢

冷静な分析と揺るがぬ対話姿勢が今こそ必要 **朝鮮戦争終結・平和協定の機会としよう**

2月12日の北朝鮮(DPRK)による3回目の核実験と、それを非難し制裁を拡大強化した3月7日の国連安保理決議は、さらなる挑発的言動を誘発し、朝鮮半島を巡る緊張はかつてないほどに高まっている。事態の沈静化のためにまず求められるのはDPRKの核能力や意図についての冷静な状況認識である。今こそ、制裁や相互挑発の連鎖から北東アジアの恒久的平和を志向する解決策に転じる時だ。

昨年12月12日:DPRKによる銀河3ロケットの打ち上げ、1月22日:国連安保理制裁決議、2月12日:第3回地下核実験、3月1日:米韓機動軍事演習フォウル・イーグルの開始、3月7日:さらなる国連安保理制裁決議、3月11日:米韓指揮・実動軍事演習キー・リゾルブの開始とDPRKによる「この日から53年休戦協定の白紙化と南北不可侵合意の破棄」の宣言、3月28日:米本土からのB2ステルス爆撃機の直接飛来・爆弾投下実演習、3月29日:DPRKは米本土攻撃の地図を掲げた緊急作戦会議の写真を公開、3月30日:DPRKの国民戦時状況の宣言。

時を追ってエスカレートする軍事的緊張は、 制御を超えた不測事態の発生が十分にあり得る までに至っている。事態の沈静化がまず必要で あり、そのためには冷静な状況分析が欠かせな い。

まず、第3回核実験とそれに対する安保理制裁 決議の事実内容を押さえておきたい。

核実験に関するCTBTOの分析

2月12日の協定世界時2時(日本時間午前11時)57分51秒に発生した「爆発に似た地震事象」について、包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)

準備委員会(本部:ウィーン)は同日、次のような 分析結果を発表した。

「CTBTOによる最初の予備的な自動検出は、世界中の25の地震観測所によって行われた。加盟国に対する最初の情報提供は、1時間経ないうちに、北朝鮮の発表よりも早く行われた。地震はマグニチュード5.0であり、爆発規模としては09年の核実験(マグニテュード4.52)の約2倍であり、06年(同4.1)よりもはるかに大きい。場所の特定精度は現時点で ± 16.2 キロであるが、過去2回の核実験の場所とほぼ同じ(北緯41.313°、東経129.101°)である。過去2回と同様に地震波は地表近傍から発せられた。 \mid 1

15日には、地震を検出した地震観測所が96に増えたことによって、データは「マグニチュード

今号の内容

北朝鮮核実験とその後 一冷静な状況分析が必要

<資料>安保理決議2094(抜粋訳)、DPRK外 務省声明

北朝鮮とどのように向き合うか

和田 春樹(東京大学名誉教授)

[連載]いま語る-51

ウォード・ウィルソンさん(CNSシニアフェロー)

4.9、場所特定精度±8.1キロ」にアップデートされ、確定情報とされた²。06年の核実験では、2週間後に検出された大気中のキセノン133は現在のところ検出されていない³。

すべての核爆発を漏れなく検証するために、CTBTOが世界中に展開している国際監視制度 (IMS) は次の4種類の観測所から構成されている。①地下核爆発を地震波によって検出・記録する地震監視観測所、②水中での核爆発を検出する水中音波監視観測所、③大気中での核爆発を検出する超低周波監視観測所、④地下核爆発から放出される可能性のある放射性粒子や希ガス(キセノン133等)を検出する放射性核種監視観測所。IMSは、地球上すべての場所の核爆発実験を24時間監視するために、世界89か国、321か所の監視観測所と16か所の放射性核種研究所からなるネットワークを形成することを目指しており、13年3月現在271の監視観測所がCTBTOによって認証を受けている。

DPRKの06年の核実験当時、爆発を検出した 監視観測所は22か所に過ぎなかったが、09年に は61、そして今回の実験では96の地震監視観測 所が爆発を検出、データはウィーンにある国際 データセンター (IDC)に集約・解析された。

12日の朝鮮中央通信は、今回の実験には「爆発力が大きいながらも、小型化及び軽量化された原子爆弾」が使われたと発表した。爆発力が09年の約2倍になったことはCTBTOの分析も示しているところである。

安保理決議2094

3月7日、国連安保理は核実験を非難しDPRKに対する制裁を強化する決議2094(S/RES/2094 (2013))を満場一致で採択した。決議採択に向かう経過では、米国の強硬姿勢とDPRKを気遣う中国との間での調整が繰り返された。決議の抜粋訳を4ページの資料1に示す。

決議は、核実験を「最も強い言葉で」非難し、国連憲章第VII章第41条を適用する制裁を課すとした。第1回、第2回核実験に対する安保理決議と同様である。その上で制裁内容は、核実験を非難した決議1718(06年)、1874(09年)及びミサイル発射を非難した決議2087(13年)が課した措置を強化するとともに、新規・追加制裁を加えた過去もっとも厳しいものとなった。措置には以下が含まれる。

<資産・金融規制>

- ・過去の決議で指定された9個人、17団体に加えて資産凍結対象に3個人・2団体を追加。
- ・金融サービス提供禁止措置の拡大強化を加盟各国の「義務」化(従来は「要請」)。
- ・禁止行為に関連する疑いのある、DPRKの銀

行口座開設、支店開設、合弁事業、コルレス(為替取引)契約の禁止、及びDPRKにおける加盟国の銀行支店等の開設禁止を要請。

•決議禁止行為に寄与する公的金融支援(輸出信用、保証、保険)の禁止。

<人の移動の規制>

- •従来の入国禁止対象9個人に3個人の追加。
- ・指定対象者以外であっても、各国が決議禁止 行為に関与したと見なす者も入国禁止。DPRK 国籍の者の場合は、人道上の考慮を除き強制 送環。

<物の移転の規制>

- 禁輸対象品目の追加指定。
- ・各国が核・ミサイル開発に寄与しうると判断 する場合の、貨物の禁輸措置を要請。
- ・上記規制に関するガイドライン作成を制裁 委員会に指示。
- ・禁輸対象となる贅沢品の品目を特定(これまでは各国が独自に指定)。

<貨物検査及び航空輸送の制限>

- ・禁制品輸送の疑いのあるDPRKからの又は DPRK向けの貨物、DPRKが仲介する貨物の自 国領域内での貨物検査を加盟国に義務付け (従来は「要請」)。
- ・公海上で貨物検査を拒否した船舶の自国への入港禁止。
- ・緊急着陸を除く、禁制品運搬の疑いのある航空機の離着陸・上空通過の禁止を加盟国に要請。

この決議にDPRKが猛反発したことは言うま でもない。3月9日の外務省スポークスマン声明 (6ページの資料2に全訳)は、決議は「我々を武 装解除させ、経済的に窒息させて我が人民が選 択した思想と制度を崩壊させようとする」もの であると非難し、「米国があくまでも衝突の道を 選ぶ場合、より強力な対応措置を連続的に講じ て祖国統一の大戦につないでいくという確固不 動の立場」を表明した。これに先立つ3月5日、朝 鮮人民軍最高司令部の報道官は米韓合同演習 フォウル・イーグル、キー・リゾルブに対して、 「(キー・リゾルブの始まる)3月11日をもって朝 鮮停戦協定を完全に白紙化する」と述べた。瀬戸 際的言辞が常套化してきているとはいえ、その 水位は決して軽視できない危険な領域に達しよ うとしている。

このような中で冷静な事実分析こそが必要である。誰もが十分な情報を持ち合わせている訳ではないが、推定の幅も含めて考えてみる必要がある。

DPRKの核戦力の実際はどのようなものなのか?

DPRKの厳しい反応の意図は何なのか?

DPRKの核戦力の実際は どのようなものなのか?

●核弾頭は高性能化しているか?

第3回核実験に関してはCTBTO情報をすでに紹介した。それと矛盾しないが、より精密な報告を吟味し、我々のもつ情報の精度を確認しておきたい。

米エール大学の地震学者ジェフリー・パーク は、DPRK核実験場から約400kmの最短距離に ある牡丹江市(Mudanjiang)地震観測所(CTBTO 観測網には含まれていない。米中共同運営)にお ける観測データを詳細に分析した⁴。それによる と、今回の事象のマグニチュードは5.1であり、 09年の実験よりも0.4強く、06年の実験よりも 0.9強い。これを爆発威力に換算すると、今回の 威力は**09年の爆発の3倍**、06年の爆発の15倍と なる。このような同一場所における爆発事象の 相対的比較は相当に精度よくできる。しかし、こ れをキロトンで表す爆発威力に換算するときに は、地層条件によって大きく変化する。今回のマ グニチュード5.1は、変形しやすく比較的温かい 地殻をもつ米ネバダ核実験場の場合25キロト ン(広島型の約2倍)の爆発に相当し、地殻とマン トルが安定して冷たい旧ソ連カザフスタンのセ ミパラチンスク核実験場の場合7.4キロトンに 相当する。北朝鮮の豊渓里核実験場は地震の少 ない地域であるが中国や日本の変形し易い地殻 に囲まれていることを考えると両者の中間にあ ると推定できる。すなわち7.4~25キロトンが推 定値となる。

大事なことは、いずれにしても、爆発威力は実験ごとに増加していることであり、今回は前回の約3倍になったことである。もう一つ重要なことは、この進展が、同じ原理の実験の改良によるものか、核物質(プルトニウムとウラン)の変化を伴うものか、新しい技術(トリチウムによるブーストなど)の導入によるか、に関しては推定が困難であると言うことである。多くの議論があるがここでは省略する。

●核弾頭は小型化しているか?

科学・国際安全保障研究所(ISIS)のオルブライトら⁵は、正確な評価にはデータが不足しているとしつつ、DPRKが射程1300kmのノドン・ミサイルに搭載可能な程度に弾頭の「小型化・軽量化」を達成した可能性があると見ている。

彼らの分析手法は、パキスタンがノドン型ミサイルであるガウリに搭載する直径60cm以

下の核弾頭を開発に至った経過(カーン博士のネットワークに関する情報など)や、同じくノドン型ミサイルであるシャハブ3に装着するための弾頭開発をしてきたとされるイランに関する米国やIAEAが収集した情報を分析するものである。その結果、彼らは、第1回核実験の頃までに北朝鮮はノドンに搭載できる核弾頭の開発を終えた可能性があると分析した。そのような弾頭の信頼性を高めるために北朝鮮は実験を繰り返しているというのが彼らの見方である。

限られた情報のもとでの推定であるが、長距離ミサイル発射に騒ぐよりも、現実的な推定として十分に注目する必要がある。とりわけ、日本にとっての意味の大きさは明らかである。

●米国に核攻撃の脅威は及んでいるか?

一方でオルブライトらは、弾頭を大陸間弾道 弾(ICBM)に搭載する能力は未達成であると評価している。これに関してはより詳細なエルマンの分析に注目したい⁶。

エルマンによると、ICBM開発には大気圏外から地上標的に弾頭が再突入するときの高熱と構造的負荷に耐える材料が必要であり、開発には実際の発射実験が欠かせない。他の国の例を分析しながら、エルマンは人工衛星発射実験では代替できないことを示した。しかしDPRKはこの種の発射実験を一度も行っていない。

ノドンでも再突入問題はある。しかし、簡単な計算でも米西海岸に届くミサイルはノドンの3倍近い速度で大気圏に再突入し、比較にならない熱と力学的負荷に曝される⁷。人工衛星発射能力がICBM能力になるには相当な時間が必要である。

さらにまた、もっとも後発のICBM国である中国の場合でも、知られているだけで47回の核実験を行っているのであり、北朝鮮のICBM核弾頭の信頼性は極めて低いと見なければならない。

なぜ攻撃の標的を米国に向けるのか?

DPRKからもっとも近い米領であるグアムに対しても、ノドンの射程は半分にも満たない。

したがって、現在のところDPRKの核ミサイルは米国の脅威にならない。米国の評価もそうであろう。にもかかわらず、DPRKは攻撃の標的として米国を名指し続けている。何故だろうか?この単純な問いにこそ、核能力を振りかざすDPRKの真の意図が現れていると考えられる。私たちが何をなすべきかの手掛かりもまた、そこにある。

DPRKが行っていることは、米国を標的として 核能力が前進し続けていることを示すことであ る。今すぐに可能かも知れない韓国や日本を脅 すことではなく⁸、あくまでも米国を標的とした 将来の脅威を強調することにDPRKは関心を集 中させているのである。したがって、偶発的な危 機は無視できないが、今もなお米国を対象とし た交渉の可能性が存在し続けていることに、私 たちは冷静な目を注ぐ必要がある。

これに対して米国には二つの流れがせめぎ合って動いている。一方ではDPRKの威嚇を利用してミサイル防衛の強化や日米、日韓の軍事協力強化の機会としようとする動きが顕在している。一方では新しい交渉の糸口を探る内部議論がある。

私たちは、後者の動きを支援しなければならない。交渉を考えるとき、ハルペリン氏が述べるように、米国内では6か国協議の繰り返しになるようなアプローチでは説得力を持たない。より抜本的な将来展望を描く必要がある。だとすれば朝鮮戦争の終結が視野に入らざるを得ないはずである。そのためには、韓国、中国、そして日本との事前合意が不可欠であり、米朝交渉が始ま

るための前提条件となる。日本政府はこのよう な動きを促す役割を果たすべきであろう。

(梅林宏道、田巻一彦)₩

注

- CTBTO「北朝鮮におけるCTBTOの検出結果について」(13年2月12日)。
- 2 「北朝鮮によって発表された核実験に関連する CTBTOの知見・最新情報」(13年2月15日)。
- 3 「何が行われたのか―北朝鮮核実験の技術的検討」、鈴木達治郎、ピースデポ・イアブック「核軍縮・ 平和 2007」
- 4 ジェフリー・パーク「ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ」(電子版)2013年2月26日。
- 5 デイビッド・オルブライト、アンドレア・ストリッカー「北朝鮮核実験に関するISIS声明」(13年2月12日)。デイビッド・オルブライト「北朝鮮の小型化」(13年2月13日)
- http://38north.org/2013/02/albright021313/6 マイケル・エルマン「ICBMへの前兆か?北朝鮮の銀河3発射の真相」(2013年3月)
 - http://armscontrol.org/act/2013_03/
- 7 筆者の試算
- 8 韓国や日本への威嚇も行われているが付随的である。

【資料1】国連安保理決議2094 2013年3月7日 (抜粋訳)

安全保障理事会は、 (略)

国際連合憲章第7章に基づいて行動 し、同憲章第41条に基づく措置を とって、

- 1 北朝鮮が、安保理の関連決議に違反しかつ甚だしく無視して、2013年2月 12日(現地時間)に核実験を実施したことを最も強い文言で非難する。
- 2 北朝鮮が、弾道ミサイル技術を用いたいかなる発射、核実験、もしくはその他のいかなる挑発もこれ以上実施すべきでないことを決定する。
- 3 北朝鮮に対し、NPTからの脱退に関する発表を直ちに撤回することを要求する。
- 4 北朝鮮に対し、NPT締約国の権利および義務を念頭に置きながら、NPTおよび国際原子力機関(IAEA)の保障措置に早期に復帰することをさらに要求するとともに、NPTのすべての締約国が自国の同条約上の義務を引き続き遵守することが必要であることを強調する。
- **5** ウラン濃縮を含む、北朝鮮における 進行中の核活動を非難し、そうした行 為はすべて決議1718(2006)、1874

(2009)および2087(2013)違反であることに留意し、北朝鮮が、すべての核兵器および既存の核計画を、完全で検証可能、かつ不可逆的な方法で廃棄し、すべての関連活動を即時に停止すべきであること、NPTの下で締約国に課される義務およびIAEA保障措置協定(IAEA INFCIRC/403)に定める条件に厳格にしたがって行動すべきであるとの決定を再確認する。

- 6 北朝鮮が、現存するその他すべての 大量破壊兵器、および弾道ミサイル計 画を完全で検証可能、かつ不可逆的な 方法で廃棄すべきことを再確認する。
- 7 決議1718(2006)第8節(c)で課さ れる措置が、決議1718((2006)第8節 (a)(i)、第8節(a)(ii)および決議1874 (2009)第9節・第10節により禁止さ れる品目にも適用されることを再確 認し、決議1718(2006)第8節(c)で課 される措置が、同様にこの決議の第 20節・第22節にも適用されること決 定するとともに、それらの措置が、そ の他の国における禁止品目の供給、維 持、もしくは使用のため、または同国 への供給、販売、もしくは移転、または 同国からの輸出を斡旋する場合を含 め、仲介行為もしくはその他の仲介 サービスにも適用されることに留意 する。
- 8 決議1718(2006)第8節(d)で規定 された措置は、この決議の附属書I·II に記載された個人および団体、それら の代理もしくは指示により活動する

いかなる個人および団体、ならびに、 不法な手段を通じた場合も含め、それらによって所有されるか管理されている団体に対して適用されることをさらに決定するとともに、決議1718 (2006)第8節(d)に規定された措置は、すでに指定された個人および団体の代理もしくは指示によって活動する個人もしくは団体に対して、不法な手段を通じた場合も含め、それらにより所有もしくは管理されている団体に対して適用されることをさらに決定する。

- 9 決議1718(2006)第8節(e)に規定された措置は、この決議の附属書Iに記載された個人、ならびに、それらの代理もしくは指示で活動する個人に対しても適用されることを決定する。
- 10 決議1718(2006)第8節(e)に規 定された措置、ならびに、決議1718 (2006)第10節に定められた免除は、 指定された個人もしくは団体の代理 もしくは指示により活動していると ある国家が決定したいかなる個人 に対しても、または、制裁の回避を支 援するか、決議1718(2006)、1874 (2009)、2087(2013) およびこの決 議の規定に違反している個人に対し ても適用されることを決定するとと もに、そのような個人が北朝鮮の国民 である場合、そのような個人の存在 が、司法手続きの遂行のため、または もっぱら医療、安全、もしくはその他 の人道的目的のために必要とされる のでない限り、適用可能な国内法およ

び国際法に従って、北朝鮮に退去させる目的で自国領土からその個人を追放することを決定する。ただし、この規定のいかなるものも、国際連合の業務を実施するために国連本部に北朝鮮政府代表が移動することを妨げるものではない。

11 決議1718(2006) の第8節(d)・ (e)による義務の履行に加え、北朝鮮 の核もしくは弾道ミサイル計画、また は、決議1718(2006)、1874(2009)、 2087(2013)もしくはこの決議に よって禁止されているその他の活 動、または、決議1718(2006)、1874 (2009)、2087(2013) もしくはこの 決議によって課されている措置の回 避に寄与しうるような金融サービス の供給、または、自国の領域への、自国 を通じての、もしくは自国からの、ま たは、自国民もしくは国の法律によっ て組織された団体(海外における支部 も含む)に対する、もしくはそれらに よる、または、自国領域における個人 もしくは金融機関による、大量の現金 を含めたいかなる金融またはその他 の資産もしくは資源の移転をも加盟 国が防止することを決定する(自国の 領域内にあるか今後自国の領域内に 入る、または自国の管轄権に服してい るか今後自国の管轄権に服すること となる、前記の計画もしくは活動に関 連したいかなる金融またはその他の 資産もしくは資源の凍結、さらに、自 国の国家当局および法規に従ってそ のような取引をすべて防止するため の強化された監視の適用を含む)。

12、13 (略)

14 多額の現金の北朝鮮への移転が、 決議1718(2006)、1874(2009)、208 7(2013)およびこの決議で課されて いる措置の回避に使用されるかもし れないことへの懸念を表明するとと もに、各国が、北朝鮮に向けておよび 北朝鮮から通過する現金伝書使によ るものも含めて、この決議の第11節 に規定された措置を現金の移転にも 適用することで、北朝鮮の核もしくは 弾道ミサイル計画、または決議1718 (2006), 1874(2009), 2087(2013) もしくはこの決議で禁止されてい るその他の活動、または決議1718 (2006), 1874(2009), 2087(2013) もしくはこの決議により課されてい る措置の回避にそうした多額の現金 移転が寄与することがないようにす ることを明確にする。

15 北朝鮮の核もしくは弾道ミサイル計画、または決議1718(2006)、

1874(2009)、2087(2013)もしくはこの決議で禁止されているその他の活動、または決議1718 (2006)、1874(2009)、2087(2013)もしくはこの決議により課されている措置の回避に寄与しうるような、北朝鮮との貿易に対する公的金融支援(そのような貿易に関与する北朝鮮国民もしくは団体に対する輸出信用、保証もしくは保険の供与を行うことを含む。)をすべての加盟国が提供しないことを決定する。

16 当該貨物が、決議1718(2006)、 1874(2009)、2087(2013)もしくは この決議によって供給、販売、移転も しくは輸出が禁止されている品目を 含むと信じるに足る正当な根拠をも つ信頼性ある情報を当該国が有する 場合には、これらの規定の厳格な履 行を確実にする目的で、すべての国家 は、北朝鮮を原産地とするもしくは北 朝鮮を目的地とする、または北朝鮮も しくは北朝鮮国民、またはその代理で 活動する個人もしくは団体によって 仲介もしくは促進されている貨物で あって、自国領域内にあるか自国を通 過するすべての貨物を検査すること を決定する。

17 船舶の旗国が検査を認めた後に当該船舶がそのような検査を拒否した場合、または北朝鮮船籍の船舶が決議1874(2009)第12節の規定に従った検査を拒否した場合、すべての国は、検査のために必要とされる場合、緊急事態の場合、もしくは出発港に戻る場合を除いては、そのような船舶の入港を拒否することを決定するとともに、ある船舶によって検査を拒否された場合には、いかなる国家も当該事案を委員会に対してすみやかに報告することを決定する。

18、19 (略)

20 決議1718(2006)の第8節(a)・(b)で課されている措置は、この決議の附属書IIIに記載されている品目、資材、機材、物品および技術に対しても適用されることを決定する。

21 決議2087(2013)第5節(b)で特定されているリストに記載された品目の再検討および更新を、この決議の採択から12か月以内、ならびにその後1年ごとに行うことを委員会に対して指示するとともに、もし委員会がそれまでに情報を更新しない場合は、安全保障理事会がその後30日以内に更新作業を完遂することを決定する。

22 北朝鮮の核もしくは弾道ミサ イル計画、決議1718(2006)、1874 (2009)、2087(2013) もしくはこの 決議で禁止されている活動、または決 議1718(2006)、1874(2009)、2087 (2013)もしくはこの決議により課さ れている措置の回避に寄与しうると 国家が決定した場合、自国領土を出発 地とするか否かに関わらず、自国領土 もしくは自国民を通じて、または自国 籍の船舶もしくは航空機を利用して、 北朝鮮もしくは北朝鮮国民に対して、 またはそれらから、直接的、間接的に いかなる品目も供給、販売もしくは移 転しないよう、すべての国家に要請し 許可するとともに、この規定の適切な 実施に関して実施支援通報を発行す るよう委員会に指示する。

23 決議1718(2006)第8節(a)(iii)で 課された奢侈品に関する措置を再確 認し、「奢侈品」という用語は、この決 議の附属書IVで特定された品目で含 むがそれに限定されないことを明確 にする。

24 朝鮮の核もしくは弾道ミサイル計画、または決議1718(2006)、1874 (2009)、2087(2013) およびこの決議で禁止されているその他の活動、または決議1718(2006)、1874 (2009)、2087(2013) もしくはこの決議により課されている措置の回避への寄与を防止するように、北朝鮮の外交官に対する監視を強化するよう各国に要請する。

25 この決議の規定を効果的に実施する目的でなした具体的措置に関して、この決議の採択から90日以内に、さらにその後は委員会からの求めに応じて、安全保障理事会に対して報告するよう、すべての国家に要請するとともに、決議1874(2009)に従って設置された専門家パネルに対して、他の国連制裁監視グループと協力して、そのような報告を準備し適時に提出する支援を各国に対して行う努力を続けるよう要請する。

26 決議1718 (2006)、1874 (2009)、 2087 (2013) もしくはこの決議に よって課された措置に対する違反に ついて有する情報を提供することを すべての国家に要請する。

27 決議1718 (2006)、1874 (2009)、2087 (2013) およびこの決議で決定された措置への違反に効果的に対応するように委員会に指示し、決議1718 (2006)、1874 (2009)、2087 (2013) およびこの決議で課せられた

措置に服する個人および団体を追加 指定することを委員会に指示すると ともに、北朝鮮の核もしくは弾道ミサ イル計画、または決議1718(2006)、 1874(2009)、2087(2013)もしくは この決議で禁止されているその他の 活動、または決議1718(2006)、1874 (2009)、2087(2013) もしくはこの 決議により課されている措置の回避 に寄与してきたと考えられる、決議 1718(2006)第8節(d)・(e)の下の措 置に関するいかなる個人、ならびに決 議1718(2006)第8節(d)の下の措置 に関するいかなる団体をも指定する 権限を委員会に与えることを決定す る。

28 決議1718(2006)第12節に規定 された委員会の任務は、決議1874 (2009)およびこの決議で課せられた 措置についても適用されることを決 定する。

29 (略)

30 この決議もしくは従前の決議によって課された措置を理由として防止されているいかなる契約もしくはその他の取引に関連して、北朝鮮、北朝鮮におけるいかなる個人もしくは団体、決議1718(2006)、1874(2009)、2087(2013)もしくはこの決議により指定された個人もしくは団体、またはそうした個人もしくは団体を通じて、またはそれらの利益のために請求しているいかなる個人から

の要求によっても、いかなる請求も受理されないようにするため、北朝鮮を含むすべての国家が必要な措置をとることの重要性を強調する。

31 決議1718(2006)、1874(2009)、2087(2013)およびこの決議によって課される措置は、北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすことを意図するものではないことを強調する。

32 すべての加盟国は、外交関係に関するウィーン条約に従って北朝鮮におかれた外交使節団の活動を害することなく、決議1718(2006)の第8節(a)(iii)および第8節(d)の規定を遵守すべきことを強調する。

33 このような事態を平和的、外交的かつ政治的に解決することへの安全保障理事会の約束を表明し、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を促進し、緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控える安保理加盟国とその他の国家による努力を歓迎する。

34 6か国協議への支持を再確認し、 その再開を要請し、朝鮮半島の検証可能な非核化を平和的な方法で達成し、 かつ、朝鮮半島および北東アジアの平和と安定を維持することを視野に入れて、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦ならびにアメリカ合衆国に よって発表された2005年9月19日の 共同声明を完全かつ迅速に履行する 取り組みを強化することを、すべての 参加国に要請する。

35 朝鮮半島と広く北東アジアにおける平和と安定を維持することの重要性をあらためて強調する。

36 北朝鮮の行動を絶えず検討すること、および、北朝鮮による遵守の状況にかんがみ、必要に応じて、これらの措置を強化、修正、一時停止もしくは解除する用意があることを確認し、この関連で、北朝鮮によるさらなる発射もしくは核実験の場合にはさらなる重要な措置をとる決意を表明する。

37 この問題に引き続き関与することを決定する。

附属書I 渡航禁止/資産凍結 (略) 附属書II 資産凍結 (略) 附属書III 品目、資材、機材、物品および技術 (略) 附属書IV 奢侈品 (略)

(暫定訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)、全文訳はwww.recna.nagasaki-u.ac.jp/)

【資料2】DPRK外務省報道官声明 2013年3月9日

3月7日、米国主導のもとに国連安全保障理事会は、我々の3回目の核実験にかこつけてまたもや「制裁決議」をデッチ上げた。

今回の「制裁決議」は、我々を武装解除させ、経済的に窒息させて我が人民が選択した思想と制度を崩壊させようとする米国の極悪な対朝鮮敵視政策に国連安全保障理事会が悪用された醜悪な所産である。

米国は、主権国家の合法的な衛星打ち上げの権利を乱暴に侵害し、反共和国圧殺策をエスカレートして、我々をしてやむを得ず自衛的な地下核実験を行わざるを得なくした張本人である。

国連安全保障理事会に少しでも公正さがあるなら、経済建設と人民の生活向上に力を傾注しようとしていた我々を核実験を行わざるを得なくした米国の暴悪非道な反共和国敵対行為を、まず問題視しなければならな

かった。

しかし、国連安全保障理事会は初めから朝米敵対関係と朝鮮半島の核問題を生じさせた根源に背を向け、米国の一方的な要求と主張にのみ加担して緊張激化の悪循環を引き起こす誤った道を歩んできた。

結局、これまでの8年間、国連安全保障理事会が米国に唆されて反共和国「制裁決議」を5回もデッチ上げたが、自分らが願っていたこととは正反対に我々の核抑止力を質的・量的に拡大、強化させる結果だけをもたらした。

今や、我々の核抑止力は国の自主権 と生存権を守る強力な保証、米国の核 戦争挑発策動を粉砕して祖国統一の 歴史的偉業を加速する万能の霊剣と なっている。

我々はこれまでと同様、米国の対朝 鮮敵視政策の所産である今回の反共 和国「制裁決議」をしゅん烈に糾弾し、 全面排撃する。

米国とその追随勢力が我々の宇宙 征服を阻み、核抑止力を弱化させよう と汚らわしい「制裁決議」の採択に執着するほど、先軍朝鮮の威力は百倍、 千倍に向上されるであろう。

国連安全保障理事会が「核拡散防止」の美名のもとで、核戦争の導火線に火をつけようとする米国の破廉恥な侵略の企図をあおり立てる罪悪を犯すことにより、朝鮮半島には一触即発の超緊張状態が生じた。

すでに我々は、米国があくまでも衝 突の道を選ぶ場合、より強力な対応措 置を連続的に講じて祖国統一の大戦 につないでいくという確固不動の立 場を明確にした。

我々は、我々の力で朝鮮式に最後までたたかって最後の勝利を収めるであろう。今後、世界は、米国が国連安全保障理事会を悪用して反共和国「制裁決議」をデッチ上げた代価として、我々の核保有国の地位と衛星打ち上げ国の地位がどのように永久化されるのかをはっきりと目撃することになるであろう。

(「朝鮮中央通信」日本語版にピースデポが修正・加筆)



北朝鮮とどのように向き合うか

和田春樹 (東京大学名誉教授)

1 日本の状況

主催者の求めるところは、東北アジアの平和、北朝鮮問題に対して市民社会はどのような役割を果たしうるかという問題提起であるようだが、私の考えでは、韓国と異なり、日本では、北朝鮮問題について、主体の分離、市民運動の自立を語ることができない。市民社会を取り出して、論じることができないのである。政府も、野党も、メディアも、国民も一体となって、基本的には一色の認識、一色の反応を示しているからである。

日朝間の関係を考える団体がないわけではない。日 朝協会は古い団体で、現在は日本共産党の系列に属し ている。従来からの支持者を対象に勉強会を続ける 以上の活動ができない。2000年に誕生した日朝国交促 進国民協会は、村山富市元総理が会長で、事務局長は 和田春樹がつとめている。理事には小此木政夫、小牧 輝夫といった北朝鮮専門家がくわわり、日教組、自治 労、海員組合の委員長、組合長が名をつらねている。専 門家中心のシンクタンクという性格が強いが、態度 表明をしたのは12年間に3回にすぎない。2008年に平 和フォーラムを土台に生まれた日朝国交正常化全国 連絡会は日朝関連団体の集合体であり、福山真劫平和 フォーラム代表らが代表委員であり、和田は顧問の一 人である。この団体は日朝基本条約案を発表して、討 論をよびかけたことがあるが、集会をひらくだけで、 署名運動も、ビラ配りもしたことがない。三団体とも 一般メディアからはほとんど無視され、世論に対する 影響力がほとんどない。

北朝鮮との友好的な関係の確立を願っている団体は全国各県にある。その人々は、地元の朝鮮人学校を守る活動を誠実にやっている。しかし、日朝国交正常化のための活動はほとんどできていない。北朝鮮を訪問することがこれらの組織の共通の運動のかたちである。

革新政党はどうか。伝統的に北朝鮮と深い関わりをもってきた日本共産党と日本社民党は、久しい間日朝国交正常化問題、北朝鮮問題について独自の活動は全くおこないえないでいる。共産党は60年代末までは朝鮮労働党とかたく結ばれていたが、1968年以後疎遠となり、83年のラングーン事件で激しく対立するよう

になり、93年には金日成打倒の在外朝鮮人団体の代表者のインタビユーを機関紙『赤旗』に掲載するまでになった。しかし99年にいたり、北朝鮮との国家的な関係は改善しなければならないという考えを打ち出し、政策転換をはたしたが、新しい北朝鮮認識をもてず、運動ができないままに終わっている。日本社会党は共産党に代わって、北朝鮮との関係をつよめ、80年代には、北朝鮮の主張に同調することに終始した。その立場を利用して、日朝間の問題の解決に努力してきたが、2002年の小泉訪朝のあと、拉致を認めなかったとして、右翼メディアの集中砲火をうけ、朝鮮労働党との関係を断絶すると発表した。土井たか子党首が2003年の総選挙で、拉致問題に冷たい態度をとったと非難されて、選挙区で落選するにいたり、社民党は北朝鮮問題にいかなる提言も出さないようになったのである。

以上のような状況の結果として、日本では、北朝鮮 にかかわる運動といえるものが存在せず、あるのは拉 致被害者救出の国民運動のみである。

2 日本国家国民にとっての北朝鮮

だから、検討は日本の国家国民はこのままでいいのかと問うところからはじめなければならない。まず、考えてみれば、どういう国であれ、隣りの国と正常なつきあいをもつのは当然だということになる。隣人とふつうのつきあいができない人間はまともではない。世界には国が現在一九五あり、日本はほぼすべての国、一九三の国と国交を持っている。世界でただ一国国交がないのがもっとも近い隣国、朝鮮民主主義人民共和国なのである。虚心に考えれば、これは本当に異常なことである。

この異常さは東北大震災のさいに一層明らかになった。自分の家から火事を出せば、隣家への延焼を心配する。隣人に助けてもらえなければ大変だ。だが、このたびは原発事故なのだ。放射能は隣国の空へも流れ、汚染水は隣国の海へも流れる。韓国からは怒られたが、北朝鮮のことを考えるのも義務であったはずである。しかし、そんなことは頭に浮かばなかった。北朝鮮の方は、新聞が連日日本の原発事故を報道した。3月

16日の大きな記事は次のように結ばれていた。「日本政府は10万名以上の救助隊を派遣し、災難救助に総力をあげている。国際社会も日本で発生した自然災害について深甚なる憂慮と同情を表しており、その救助事業に協力していこうとしている。・・・いま差し迫っていることは地震、津波被害に直面した人々を救助し、災害防止対策を立てることである。」北朝鮮は赤十字を通じて見舞金10万ドル(日本円810万円)も送ってくれたのである。日本政府は感謝の気持ちをあらわすこともしなかった。

そして北朝鮮はただの隣国ではないのである。日本が35年間にわたり植民地支配を加えた朝鮮の半分である。いまの人口二四〇〇万人は日本帝国の臣民にされた人とその子孫に間違いない。二〇一〇年は大韓帝国併合一〇〇年の年であった。北朝鮮と国交がないということは、二四〇〇万人の朝鮮人に対して、一〇〇年前に犯した罪悪を清算できていないということになるのだ。

しかも日本と北朝鮮の間には懸案問題があり、緊張 と対立がある。一九七〇年代末から八〇年代にかけて 北朝鮮の工作員が、確認されているところで日本の市 民一七人を拉致した。二〇〇二年、北朝鮮は一三人の 拉致をみとめて謝罪し、八人は死亡しているとして、 五人が子供たちとともに帰国することをみとめた。死 亡したといわれた家族はとても納得できず、再会を願 いつづけている。拉致問題は終わっていない。さらに 北朝鮮は自国を防衛するためとして、中距離ミサイル を実戦配備している。それは在日米軍に、すなわち日 本の基地に照準をあわせている。その上に北朝鮮は 九○年代から核兵器の開発をすすめ、すでに三度目の 核実験をおこなった。これは眼前にある脅威である。 それに対して、日本は制裁を加えることで対処すると して、貿易を完全に遮断し、船の往来も航空機の往来 も禁じている。人が往来することも自粛するようにも とめ、北朝鮮を祖国とする在日朝鮮人に法律の厳密適 用というハラスメントを加えてきた。それで脅威は減 じたのか。核実験をとめることができたのか。

問題があれば、問題を解決するために話し合いをするのが当然だ。緊張と脅威がつづけば、なんとか緊張を緩和させ、脅威を減らすために努力することが重要だ。制裁は効果がない。北朝鮮に対してとられるべき方策は、明らかである。交渉をおこなうこと、国交を結ぶこと、緊張をひきさげること、さまざまな働きかけをおこなって、相手がこちらに脅威をあたえないような政策をとるように促すことである。

3 日朝国交正常化は なぜ実現されないのか

日朝間の交渉は行われていないのかと言えば、それ

は行われているが、それはいつも中断され、進んでいないのである。どうして進まないのか。日朝国交正常化交渉は1991年にはじまった。そのときからすでに23年が経過した。この間に交渉が進展し、問題の解決への前進がみえたときもあった。それは、2002年と2004年の小泉首相の訪朝時の交渉と2008年の福田内閣のさいの合意である。

2002年の日朝首脳会談では、日朝平壌宣言を出して、両首脳は、 国交正常化の早期実現を約束し、日本は植民地支配のもたらした損害と苦痛に対して反省謝罪し、その前提に立って、経済協力をおこなうことを約束した。これに対して北朝鮮側が日本人拉致と工作船の派遣をみとめて、謝罪し、拉致された5人が生存し、8人が死亡したと通知した。会談がおわって、金正日委員長が小泉首相に「国交正常化ができたら、また会いましよう。あなたの活動で大きな成果があがることを期待します。」とよびかけたのは象徴的だった。

2004年には、小泉首相は、「日朝間の不正常な関係を 正常化し、敵対関係を友好関係に、対立関係を協力関係に変えることが両国の国益にかなう」と表明して平 壌に出発した。首脳会談の冒頭、金正日委員長は「今 回会談を行った後でその内容がすべて覆るようなこ とがあると、私は総理の相手役として演劇に出演した ことになり、後には何もいいことが残らないようなこ とになってしまう」と釘をさした。小泉首相はこんど こそ正常化に向かって前進すると約束したと考えら れる。その結果、生存者4人の家族はただちに渡日をみ とめられ、のこる一人の家族も第三国での面会がみと められ、死亡したとされる人々については白紙状態で の再調査が約束され、実施された。

2008年の福田内閣では、圧力ではなく対話が必要だと主張して首相になった福田氏が、拉致問題を利用して、国の内外で北朝鮮非難の宣伝は行わないという態度を伝え、制裁の部分的解除とひきかえに、拉致被害者の再調査をとりつけたのである。つまり、目標が共有され、その方向へ進む中で懸案の解決を前進させていくという方針がとられたときに、北朝鮮側から実質的な歩み寄り、驚くべき前向きの方策がとられたのである。

これに対して、これほど多数の日本人を拉致していったとは許せない、死亡したと言うだけで何の証拠も出さない、誠意が全く示さない連中だといった反発、嫌悪、憎しみの感情をあおられ、北朝鮮バッシングの国民意識がうまれた中で、2006年安倍内閣により拉致問題至上主義原則がつくりあげられ、それが体制化すると、北朝鮮との交渉は完全にストップしたのである。

安倍首相が打ち出した対北朝鮮政策3原則は次のようなものだった。①「拉致問題はわが国の最重要課題である」、内閣あげて取り組むとして、内閣に首相が

本部長で全閣僚が参加する拉致問題対策本部を設置 する。②「拉致問題の解決なくして国交正常化なし」。 このことを対北朝鮮放送「日本の声 |で毎日くりかえ す。③「拉致被害者は全員生存している。即時帰国を実 現する」。死亡の証拠がない以上、生存していると考え る。死亡したという北朝鮮の通知はうそ、虚偽である。 北朝鮮はうそをつくのをやめて、全員を無事に日本に 帰せというのである。それが解決の中身だ。つまり、 この3原則をもって北朝鮮に対するということは、北 朝鮮の現政権とは交渉せず、そのすみやかな崩壊をめ ざすということである。そのために取るべき手段は制 裁である。これまでのところは貿易の全面停止、船舶 の往来の全面禁止、渡航の制限、自粛の圧力、それに現 行法の厳密適用という形での在日朝鮮人とその団体 へのハラスメント、拉致対策本部を通じる反北朝鮮宣 伝、特に青少年への北朝鮮拉致犯罪の宣伝、教育であ る。

安倍内閣に影響をもった救う会全国連絡会の会長であった佐藤勝巳氏はかって公然と自らのめざすところを口にした。 2002年12月10日衆議院安保委員会での公聴人陳述で、彼は「私は、現在の金正日政権を個人独裁ファッショ政権というふうに理解をいたしております。」「この政権は、話し合いの対象ではなく、あらゆる方法で早く倒さなければならない政権だと考えております」と述べたのである。

この安倍3原則とそれにもとづく体制は福田内閣には拒絶されたが、麻生内閣では継承され、とくに2009年以降の民主党内閣で完全に定着をみた。鳩山内閣と菅内閣において、拉致問題対策本部はしばしば開催され、対策本部の予算は6億円から12億円に倍増された。菅首相は、拉致被害者がその後一人も帰国していないのはまさに「慚愧にたえない」と述べ、「政府一丸となって猛進する」と誓い、北朝鮮危機のさいに自衛隊を派遣して、被害者の救出に当たってほしいという救う会全国連絡会側の意見に同調さえしたのである。朝鮮高校への無償化措置の適用もストップさせたのであった。

民主党最後の政権、野田内閣にいたって、事態の打開をはかるべく、ついに局長間交渉を再開したが、北朝鮮の人工衛星ロケット打ち上げで協議をたちまち打ち切ってしまった。

第二次安倍政権では、安倍首相は拉致問題を解決するためにふたたび首相となったと言い、古屋拉致問題担当大臣は、自分が最後の大臣となる、自分の代で解決すると言明している。拉致問題対策本部はもとにもどされ、全閣僚がメンバーになり、超党派の拉致議連幹部も対策本部の会議に召集された。しかし、これで北朝鮮と交渉ができるはずはない。野田内閣時代、拉致議連副会長の松原仁氏が拉致担当大臣になって努力したのに、いかなる結果も出なかったのである。拉

致議連事務局長の古屋氏が大臣になっただけでは、結果がでるはずはないのである。安倍第一次政権がつくりだした拉致問題至上主義の路線と体制を否定しなければ、拉致問題解決への前進はないのである。

4 交渉をもとめる家族の願い

実は被害者家族は北朝鮮との交渉を強く求めている。そのことをはっきりと示したのは、2011年5月10日「救う会」の国民大集会での横田滋氏の発言だった。横田氏は、「田中均氏は25回も交渉した。どうしてこのような交渉ができないのか」と発言したのである。田中均氏は「救う会」の敵とされた人物であった。横田氏の発言は家族会の有力メンバーが交渉を望んでいることを示したのである。横田氏はこの直前にも同趣旨の発言をおこなっていた。2月5日横浜市で開かれた政府主催の「拉致問題を考える国民大集会in神奈川」で次のように述べていた。「麻生政権後は、一度も日朝交渉が実現できていません。・・北朝鮮への制裁だけでは解決は難しい。ぜひチャンスを捉えて、もっと交渉を実施して欲しい。そのためにも世論の高まりは大切だと思います。ぜひ皆さん応援してください。」

ついに救う会、家族会の新しい運動方針が打ち出される。10月9日救う会・家族会の合同会議で、全被害者の救出方法として二つの方法をとるとして、その第一に「交渉による救出」をあげたのである。「全被害者が帰らない限り、制裁を強め支援はしない」、制裁と国際連携の圧力などにより北朝鮮がわが国との交渉に出てこざるを得なくなる状況を作り、主体的交渉を行う」などとして、従来の前提を守ってはいるが、とにかく交渉をすることを求めざるをえなくなったのである。

横田滋氏の主張はその後ますます強くなり、金正日 国防委員長が死んだ同年12月にはNHKのニュースに 出て、東北大震災のさいの北朝鮮の義捐金に感謝をあ らわし、交渉を再開し、問題を解決をはかり、日朝国交 正常化も実現することが必要だと述べるにいたった のである。民主党政権が再開した交渉を人口衛星打ち 上げを理由にストップしたとき、家族会はみなが交渉 の継続を願った。三度目の核実験のさいの家族会の反 応は特徴的だった。この人々は一様にこれで交渉が まったく不可能になると心配し、核と拉致は別だ、拉 致問題のために交渉してほしいとはじめて公然と述 べたのである。

だから、安倍内閣が拉致問題の解決を約束しながら、交渉できずに時を失えば、家族会が安倍政権の批判にまわることが十分に予想されるのである。ここは 政府も国民も真剣に考えねばならない時点である。

5 北朝鮮をどう考えるか

北朝鮮を相手に交渉しようとすれば、いやでもおうでも北朝鮮という国の性格、その考え方、めざすところをつかみ、自分たちの交渉方針をそれに合わせて、調整しながら、合意点を見いだすように進めなければならない。北朝鮮は、交渉を断絶し、制裁をくわえれば、早期に崩壊すると考えた人々がかってアメリカにも日本にもいた。佐藤勝巳氏は先の国会公聴会でとるべき方策は何かと訊かれ、万景峯号の入港禁止だ、これをとめれば、北朝鮮は三ヶ月ともたないと公言した。しかし、それはすべて幻想であった。

ソ連でも、東欧でも終わった国家社会主義経済、党 国家体制が北朝鮮では続いている。私が遊撃隊国家と よんだ超集中的な国家体制がもとになって、その後の 正規軍国家への転換をへて、なお北朝鮮の体制を支え ているのである。しかし、この体制は変わらざるをえ ないことも明らかである。その必要性の前に北朝鮮は 悩んでいるとみることができる。

私の見るところ、北朝鮮の新政権の最大の関心事は 経済発展をはかること、韓国にすこしでも追いつくこ とである。そのためには、中国の援助は決定的に重要 だが、それだけにたよれば、国の自主性が失われる。韓 国の援助にたよることはさらにできない。ロシアとは 関係を深めたい。しかし、それはエネルギー面に限定 されるだろう。だから、アメリカと日本との関係を開 き、現代的な産業技術、プラントやインフラをえたい というのである。

第二は安全保障の面で米韓日の現代的装備に対抗する力がない。経済力があまりに立ち遅れているので、核兵器とミサイル技術で対抗するほかない。核兵器をもてば、攻められないという保証となる。ソ連の核の傘から出た以上、どうしてもこれが必要だと考えている。それに核兵器とアメリカに到達するミサイルの開発はアメリカとの交渉を可能にする手段ともなるはずだと信じているのである。

第三に日本と国交正常化したいが、拉致問題でのカードはすでに切ってしまった。工作船の派遣はストップしている。北朝鮮はこまっている。ひとたび死んだと通知した八人について、生きて見つかったとして、帰すことはできない。何人か、死んだことにしないといけない人がかりにいるとしたら、そのことは隠し切らなければならない。再調査をしてほしいと言われれば、やることはできるが、新しい答えは出せない。いままで名前の出ていない新しい人なら、出せるかもしれない。旧日本人在留者の遺骨の問題なら、返すことはやれる。日本人妻の一時帰国も可能である。

第四に北朝鮮は経済的に大変きびしい条件にあるが、ロケット部門は相対的優位がある部門である。人工衛星の打ち上げなら文句はでないはずではないか。 人口衛星の打ち上げは日本もしており、韓国もやって いるのに、自分たちだけはいけないというのは屈辱 だ。自分たちの誇るべき技術の開発を否定することは 許さない。

こういうふうに北朝鮮が考えているだろうということは容易に想像できることである。これをにらんで、自分たちの交渉の姿勢を考える必要がある。まず人工衛星の打ち上げは認めるとすべきである。そして核兵器については、核実験をさせないということに目標をたてて、そのために見返りもあたえて取引するつもりで、交渉することである。

拉致問題については、再調査をくりかえしておこなわせること、横田夫妻の訪朝と再調査参加をかちとることである。生き残っている人が隠されているとすれば、いつかはその人々の問題に手を出すチャンスがくると信じて、北朝鮮の回答には満足できないという態度をとりつづけながら、国交正常化を進めることである。北朝鮮の変化をうながすことをなんでもやっていくことが脅威と緊張をひくめ、懸案の解決に近づく道である。そしてそのことが北朝鮮の人々の人権状況と生活の向上をよくする道である。問題が解決したら、国交正常化をするのではない。国交正常化を進めて、問題の解決に前進するのである。

「核兵器に関する神話北東アジアの



ウォード・ウィルソンさん

ジェームズ·マーティン不拡散研究 センター (CNS)·シニアフェロー

今年1月15日、30年をかけて執筆した『核兵器に関する5つの神話』("Five Myths about Nuclear Weapons")という本を出しました。この本が人々に役に立っているようで、核廃絶運動家だけではなく、米国務省や国防総省の内部からも興味深い反応が出てきています。

私が書いた広島に関しての「神話」というのは、「原爆投下によって日本が降伏した」という言説についてです。日本の中にも、この言説を信じる傾向があることは、一つの問題です。米国は1945年3月10日に東京大空襲を行い、広島への原爆投下よりも多い死者を出し、広範囲を破壊しました。これは戦争史の中で最悪の都市攻撃でした。しかし、日本はこの日を原爆記念日ほど重要視していないように見えます。東京大空襲によって、世界の日本に対する見方が変わるかもしれないとは、考えないからでしょう。さらには、「天皇は原爆投下によって降伏を決めた」という言説もあります。しかし、実際に当時の日本が降伏を決めざるを得なかった理由は、ソ連の参戦であったことは明らかです。

日本や韓国は、安全になりたいから核抑止を求め、その力を信じているのだと思います。どの国も自国が危険にさらされたくないのは当然です。しかし、1973年の中東戦争、82年のフォークランド紛争を見てください。中東戦争の時は、すでにイスラエルが核兵器を持っていることは自明でしたが、エジプトとシリアによるイスラエルとその占領地への攻撃が行われ、それを止めることは誰にもできませんでした。フォークランド紛争の場合も、イギリスが核兵器を持っていたにも関わらず、アルゼンチンはフォークランドを攻撃しました。

この経験を、「核抑止の明確な失敗」と言う人々がいる一方で、ある人々は、逆に核抑止を擁護しなが

ら、「核抑止というものはそもそも国家の中枢を防 御するためのものであり、これは失敗ではない」と 唱えるのです。例えばシリアやエジプトが占領地だ けではなくイスラエル中心部まで攻撃をすること に対して、また、アルゼンチンがロンドンを攻撃す ることに対して、抑止力は働いていたはずだという 主張です。ところが、自国の兵士たちが駐屯し、管轄 下にある占領地、または自国民が住んでいる島にま で抑止力を拡大できないとすれば、北東アジアでい えば、米国はいかにして他国である日本や韓国まで 抑止力を働かすことができるのでしょうか?この 二つの失敗を見ながら、核抑止が機能すると主張で きるのでしょうか?核抑止は、時々は働くかもしれ ません。しかし、原理的には常時働くべきものであ るとされているにも拘らず、実際にはそうではあり ません。

北朝鮮は、米国が核兵器を持っているから自国も 持つという立場で、核兵器の開発を続けています。 今の環境では、北朝鮮を説得することは容易ではな いと思います。北朝鮮が核兵器を放棄するようにな るためには、世界的にいくつか重要な変化が起こら なければならないかもしれません。

まず、北朝鮮に、「核兵器によって安全が保証できる」というのは神話であるという考え方を聞かせる必要があります。また、米国とロシアが核兵器を削減しなければいけません。米口が計画を立て、真剣に軍縮を話し合う姿を北朝鮮に見せる必要があるのです。北朝鮮の立場からすれば、米国が本気で核放棄を考えるその時に、今まで固く信じてきた神話が力を失っていくのだと思います。さらに、米国がこの神話をこれ以上信じなくなれば、北朝鮮に対して非常に大きい影響を与えるでしょう。

北朝鮮との話し方を考える際に、核問題は世界的な問題であることに留意する必要があります。まずは広島原爆投下と終戦の歴史や核抑止に関する誤解について伝えると同時に、すべての核兵器国もこの話を聞くことが大事です。もう一つは、既に核兵器の違法性を認めて国内で禁止を決めた100か国以上について話すことです。これも北朝鮮に対する大きな圧力になると思います。

人々は、核兵器のことを、逃げたくても体が動かない「悪夢」のようだとよく言います。しかし、この問題は私たちが自ら作ったものなのです。ですから私たちは必ず解決することもできると思います。 (談。まとめ:金マリア、塚田晋一郎。写真:金マリア)

ウォード・ウィルソン(Ward Wilson)

米モントレー国際問題研究所ジェームズ・マーティン不拡散研究センター(CNS)・シニアフェロー。2013年1月、『核兵器に関する5つの神話』を出版。12年PNND総会(カザフスタン)、13年3月の同ラウンドテーブル(オスロ)で講演。

2013.3.6~3.20

作成: 有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

ASEAN=東南アジア諸国連合/CTBTO=包括 的核実験禁止条約機関/IAEA=国際原子力 機関/NSC=国家安全保障会議/P5=国連安 保理常任理事国/WMD=大量破壞兵器

- ●3月6日 中国の王国連常駐副代表、安保理 で、イラン核問題を解決する唯一の道は対話 と交渉だと発言。
- ●3月6日 IAEA定例理事会、天野事務局長 の再任決定。2期目の任期は12月から4年間。
- ●3月7日 オーストラリア政府、北朝鮮の核 実験を受けた措置として、北朝鮮大使館の設 置を当面中止する方針を発表。
- ●3月7日 北朝鮮、外務省報道官声明で核先 制攻撃の権利を行使すると威嚇。(本号参照)
- ●3月7日 国連安保理、2月12日に核実験を 行った北朝鮮に対し、制裁を強化する決議を 全会一致で採択。(本号参照)
- ●3月8日 北朝鮮、韓国との不可侵条約を 全面破棄し、南北直通電話など板門店の連絡 ルートを断絶すると宣言。
- ●3月11日 米韓合同軍事訓練「キー・リゾル ブ」開始(~21日)。
- ●3月11日 米、北朝鮮の朝鮮貿易銀行の米 国内資産を凍結し、米銀行との取引を禁止す る単独の追加制裁を発表。
- ●3月12日 CTBTO準備委員会、2月の北朝鮮 の核実験以降、放射性物質が検知されず、今 後も検知される可能性は非常に低いとの見 解を示す。
- ●3月12日 インド、オリッサ州での巡航ミ サイル「ニルバイ |発射実験で失敗と発表。
- ●3月14日 イラン陸軍、短距離ミサイル 「ファジル5」と中距離弾道ミサイル「ナーゼ アート10」の発射実験に成功。
- ●3月14日 中国全人代、習近平総書記を国 家主席と国家中央軍事委員会主席に選出。
- ●3月14日 外務省、第9回アジア不拡散協議 を都内で開催。日米韓やASEAN加盟国など16 か国が参加。中国は欠席。
- ●3月15日 北朝鮮、「KNO2」とみられる短距 離弾道ミサイル2発を日本海側の公海へ発射。
- ●3月15日 ヘーゲル米国防長官、北朝鮮の 脅威を牽制するため、アラスカに迎撃ミサイ

と登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

アボリション・ジャパンML に参加を

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

ル14基を追加配備する方針。

- ●3月17日 北朝鮮「労働新聞」、日本も核先 制攻撃の例外ではないと述べる。
- ●3月18日 イランとP5+独の専門家協議、 イスタンブールで開催。
- ●3月18日 ロシア外務省、迎撃ミサイル増 設を発表した米に法的保証を要求。
- ●3月18日 中国消息筋、政府が国内の北朝鮮 の2銀行の口座凍結措置を講じたと述べる。
- ●3月19日 オバマ米大統領、NSC傘下の国 防政策・WMD軍縮担当調整官にランダル特 別補佐官兼欧州局長を任命。
- ●3月19日 菅官房長官、北朝鮮の対外貿易 銀行に対する米制裁への日本の参加を表明。
- ●3月20日 オバマ米大統領、イスラエルの ネタニヤフ首相と会談し、イラン核開発の阻 止へ向けた連携強化で一致。

- ●3月6日 オスプレイ3機、沖縄県外で初の 飛行訓練(~8日)。「オレンジルート」を飛行 し、岩国飛行場へ。関係自治体は監視を強化。
- ●3月7日 安倍首相、4月28日を「主権回復の 日」と位置づけ政府式典を開く方針。
- ●3月7日 ロックリア米太平洋軍司令官、米 議会で海兵隊グアム移転は20年完了予定と 証言。具体的時期が示されたのは初めて。
- ●3月8日 米国防省、「沖縄の枯葉剤疑惑に 関する調査」報告書を発表。県内での枯れ葉 剤貯蔵があったとの証言を否定。
- ●3月11日 名護漁協、辺野古埋め立てに同 意。政府との補償交渉を本格化。
- ●3月11日 安倍首相、普天間県外移設は「困 難」との認識。辺野古が「唯一有効な解決策」。
- ●3月12日 4·28「主権回復」式典開催決定。 仲井眞知事は「全く理解不能」と不快感示す。
- ●3月12日 沖縄防衛局、2月末頃に完成した 部の東村高江のヘリパッド(集落に最も近 いN4地区)を公開。
- ●3月12日 空自所属F15戦闘機が那覇空港 でパンク。滑走路が一時閉鎖。嘉手納基地な どへの代替着陸や引き返す到着機が出る。
- ●3月13日 読谷村住居侵入中学生傷害事件 (12年11月発生)で被告の空軍兵に懲役1年、 執行猶予3年の有罪判決。
- ●3月13日 北部振興協、辺野古早期移設を 県・県議会に要請。喜納県議会議長は「基地で 振興を進めるのはおかしい」と指摘。
- ●3月13日 4・28主権回復式典への緊急抗 議集会。
- ●3月14日 県、特定駐留軍用地内土地取得 事業で普天間飛行場軍用地3haを購入する方 針。一括交付金を活用した軍用地取得は初。

င်္ဂ can ブックレット 「壊滅的な人道的被害」(日本語版) 1部 150円 (+送料)

壊滅的な

人道的被害

本号掲載のオスロ会議でも 原文が配布されました! 豊富な写真とともに、「核兵器の人道的被害」 について、分かりやすく書かれています。

発行: 核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN) 日本語版協力:核兵器廃絶日本NGO連絡会 核戦争に反対する医師の会

2013年1月発行/A5判·26ページ/フルカラ-

ご注文はピースデポまで。

Eメール: office@peacedepot.org FAX:045-563-9907 TEL:045-563-5101

- ●3月15日 自民党県連、防衛・外相らに普天 間県外移設を要求。高市政調会長へ参院選候 補者の県外移設公約を容認するよう要請。
- ●3月15日 岩国飛行場所属のFA18、嘉手納 基地にクラスター弾を搭載し離陸。沖縄近海 で11発の投下が確認される。
- ●3月15日 沖縄戦記録1フィート運動の会、 30年の歴史に幕。これまでに寄付金で約11 万フィートの記録フィルムを米国から収集。
- ●3月16日 宜野座・金武・石川の3漁協、「辺 野古地先海域の米軍専用飛行場建設に反対 する漁民集会 |を開催。約150人が参加。
- ●3月16日 県選出・出身の野党国会議員団 「うりずんの会」、高江ヘリパッド建設予定地 などを視察。政府に工事中止を求める方針。
- ●3月17日 宜野座村城原区で「オスプレイ 撤去区民総決起大会」開催。区民の半数近い 約120人が参加。
- ●3月19日 沖縄政策協議会、安倍政権で初 開催。仲井眞知事は普天間県外移設を改めて 要求。4・28式典出席には消極的。
- ●3月19日 宜野湾市、普天間飛行場のフェ ンスに市民が赤いテープを貼る行為が市条 例違反にあたる可能性があるとの認識示す。
- ●3月19日 岩国所属のFA18、ナパーム弾改 良型焼夷弾6発を搭載し嘉手納基地を離陸。 沖縄近海で投下訓練を実施。
- ●3月20日 CH46輸送へリ、普天間飛行場周 辺の住宅地上空を8機編隊で飛行。

今号の略語

CTBTO=包括的核実験禁止条約機関 DPRK=朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮) ICBM=大陸間弾道ミサイル

スデポの会員になって下さい。

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp ₹

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのML に移行しました。これまで

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇 されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できまえ。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの 入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わ下さい。)

編集委員:梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd>yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org> 塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、金マリア<maria@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁):会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願 います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購 読の更新をお願いします。●メッセージなし:贈呈いたし ますが、入会を歓迎します。



次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

金マリア(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎 (ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑 理、岡本高明、津留佐和子、丸山淳一、梅林宏道